

## 健康カレンダー広告掲載取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、町が発行する健康カレンダー（以下「健康カレンダー」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、町の新たな財源を確保することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康カレンダー 保健事業等の周知を目的とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間の各種保健事業の日程等を掲載した発行物をいう。
- (2) 広告媒体 前号に掲げるもので広告掲載が可能と認められるものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

（広告掲載の基準）

第3条 掲載することのできる広告は、町の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に係るもの
- (4) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
- (5) 求人広告を主たる内容とするもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であるもの
- (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

（広告掲載の優先順位）

第4条 広告掲載の優先順位は、受付順とする。ただし、掲載可能枠数を超える申込みがあった場合は、当該申込みについて次の各号の順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共性の高い私企業で、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないもので、町内に事業所等を有するものの広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるものの広告

（広告の掲載位置等）

第5条 広告の掲載位置、枠数及び規格等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 掲載位置 町長が指定した位置とする。（表紙は除く。）
- (2) 掲載枠数 最大36枠とし、同一申込者が申し込める広告は、3枠以内とする。
- (3) 掲載規格 1枠につき縦75ミリメートル×横110ミリメートルとする。
- (4) 掲載料 1枠につき10,000円（消費税等を含む。）とする。

- (5) 刷色           カラー
  - (6) 部数           6, 600部
- (掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1年間とする。

(広告掲載の募集)

第7条 町長は、町の広報誌等により広告掲載を希望する者を募集するものとする。

- 2 町長は、広告掲載を希望する者が募集枠に満たないとき又はそのおそれがあるときは、個別に広告掲載の募集をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、健康カレンダー広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載等の決定)

第9条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該結果を広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)に健康カレンダー広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該決定の内容を通知するものとする。

- 3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町が指定する期日までに、速やかに掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

- 4 前項の場合において広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を町長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の協議)

第11条 広告主は、広告を掲載するときは、広告掲載の方法、日程等について担当者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等がないよう注意を払うとともに、広告の内容に関し苦情等が発生したときは、速やかに広告主において解決にあたらなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消)

第14条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載を取消することができる。

- (1) 広告主が、町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が、町長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主から、広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (4) 町長が、広告主又は広告内容を不相当と判断したとき。

- 2 町長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対して健康カレン

ダー広告掲載決定取消通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 広告掲載申込み後、町長が定めた日以降は、公告主からの広告掲載の取消しはできないものとする。

（広告掲載料の還付）

第15条 町長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年12月26日から施行する。